平成２９年（再イ）第１２号

山口県山陽小野田市大字有帆240番地５

再生債務者　吉本　英之

1　決議に付する再生計画案　平成29年10月20日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年12月４日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年12月４日まで

平成29年11月６日　山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（再イ）第９号

福岡県大牟田市不知火町２丁目１番地８　宮地ビル403号

再生債務者　大力　清隆

1　決議に付する再生計画案　平成29年10月31日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年12月４日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年12月４日まで

平成29年11月６日

福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（再イ）第５号

青森県十和田市大字相坂字箕輪平191番地２

再生債務者　平舘智恵子

1　決議に付する再生計画案　平成29年10月24日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年12月７日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年12月７日まで

平成29年11月７日

青森地方裁判所十和田支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第１９４号

名古屋市中村区香取町２丁目91番地　マ・メゾン友203号

再生債務者　工藤　正英

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年11月６日

名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第６号

沖縄県糸満市字潮平694番地の５　くれーる平良301号

再生債務者　野口　公司

1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年11月30日まで

4　一般異議申述期間　平成29年12月14日から平成29年12月21日まで

那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（再ロ）第５号

広島市安佐北区亀山８丁目６番14―６号

再生債務者　山口　紀行

1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年12月４日まで

4　一般異議申述期間　平成29年12月11日から平成29年12月25日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（再ロ）第６号

香川県高松市六条町1342番地６

再生債務者　古川　　忠

1　決定年月日時　平成29年11月７日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年12月５日まで

4　一般異議申述期間　平成29年12月19日から平成30年１月４日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第８号

神奈川県藤沢市白旗１丁目14番12―304号

再生債務者　川上　武志

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年11月21日まで

平成29年11月７日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第１号

長野県茅野市玉川10993番地２

再生債務者　北岡　朋也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年11月28日まで

平成29年11月７日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（再ロ）第４号

奈良県生駒市南田原町1158番地26

再生債務者　森川　義仁

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年11月30日まで

平成29年11月２日　　奈良地方裁判所

平成２９年（再ロ）第９号

千葉県柏市名戸ケ谷1227番地の２

再生債務者　坂巻　　勝

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年12月４日まで

平成29年11月６日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１号

東京都あきる野市平沢478番地48

再生債務者　井上　夏子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年10月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月７日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（再ロ）第１００１１号

東京都練馬区羽沢２―16―３―102

再生債務者　宮内　　悠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年10月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月２日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第２号

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1461番地の11

再生債務者　坂　　健一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月７日　山形地方裁判所米沢支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１４年（再ロ）第１０号

愛知県一宮市木曽川町黒田字下市場南128番地１　田中マンション501号（再生計画認可決定時の住所）愛知県一宮市奥町字野方72番地２　レインボー奥町103号

再生債務者　横田　　誠

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成14年７月30日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成29年11月６日

名古屋地方裁判所一宮支部

会社その他の公告

合併公告

新庄もがみ農業協同組合（甲）、山形もがみ農業協同組合（乙）及び真室川町農業協同組合（丙）は、それぞれ平成二十九年十一月十日に臨時総会・総代会を開催し、甲、乙及び丙は、平成三十年三月一日をもって合併し、甲は乙及び丙の権利義務一切を承継して存続し、乙及び丙は解散することを決議しましたので、この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から起算して一箇月以内にお申し出ください。

なお、それぞれの組合の最終貸借対照表は、甲、乙及び丙それぞれの主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十九年十一月十五日

山形県最上郡舟形町舟形二七三番地一

（甲）新庄もがみ農業協同組合

代表理事組合長　安食　賢一

山形県最上郡大蔵村大字清水一四一四番地

（乙）山形もがみ農業協同組合

代表理事組合長　阿部　直人

山形県最上郡真室川町大字新町一四一番地の一

（丙）真室川町農業協同組合

経営管理委員会会長　高橋　　敏一

代表理事理事長　井上　英